

添付資料 3

経済産業省

20210203保局第1号

令和3年2月25日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基
準の運用について、別紙のとおり定めたので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知してくださるようお願いします。

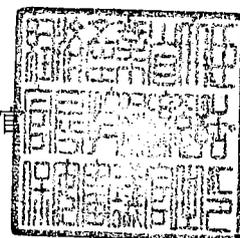
経済産業省

20210203保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、次のように定める。

令和3年2月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、令和3年2月25日から施行する。
2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日付け 20170316商局第9号）は、廃止する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号

1. 総則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第12条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第14条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第16条に規定する販売の方法の基準、規則第18条、第19条、第53条及び第54条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第44条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。

2. 設置許可及び完成検査の申請

(1) 貯蔵施設及び特定供給設備の詳細基準が例示基準に基づくときの設置許可及び完成検査の申請は、規則で定めるところによる。

(2) 上記(1)以外の申請は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

ただし、3.(4)の事前評価書を添付する場合にあつては、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ 設置許可又は完成検査において適用すべき詳細基準

ロ 当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

3. 協会による事前評価

(1) 設置許可、完成検査等（以下「完成検査等」という。）について、協会による事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める詳細基準事前評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、完成検査等事前評価申請書を協会に提出するものとする。

(2) 完成検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付するものとする。

① 完成検査等において適用すべき詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

(3) 完成検査等に係る協会の事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる液石法関係詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）

を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準事前評価委員会規程」（以下「事前評価委員会規程」という。）に基づき事前評価を行う。

- (4) 協会は、事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

4. 例示基準の改正及び追加等

- (1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる液石法関係基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係基準検討委員会要領」に基づき運営する。
- (3) 基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準審査規程」に基づき、詳細基準作成者から申請のあった詳細基準が機能基準を満たすかどうかについて審査する。
- (4) 例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

この液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の技術基準の例示基準は、同法律施行規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に例示したものである。

なお、当該規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規定に適合するものと判断するものである。

30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法

規則関係条項 第18条第11号・第20号ハ、第19条第7号、第44号第1号ト・第2号イ(3)・(6)・ロ(2)、第53条第4号、第54条第3号

1. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認方法は、次の基準によるものとする。(圧力検知装置を用いる場合を除く。)

(1) 調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認に当たっては、次の基準に適合する器具又は設備を使用すること。

① 圧力測定器具

次の基準に適合する機械式自記圧力計、指針式圧力計、マノメータ、電気式ダイヤフラム式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式圧力計とする。

(i) 機械式自記圧力計

第29節1.(1)①(ii)a.の基準に適合するものとする。

(ii) 指針式圧力計

第29節2.(1)①(i)b.の基準に適合するものとする。

(iii) マノメータ

第29節2.(1)①(i)c.の基準に適合するものとする。

(iv) 電気式ダイヤフラム式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式圧力計

第29節1.(1)①(ii)b.又は2.(1)①(i)d.の基準に適合するものとする。

② 圧力測定器具を調整器の出口側に取り付けるための専用継手管又はゴム管及び継手金具類並びに弁並びに漏えい検知液又は石けん水

第29節1.(1)①(iii)及び(iv)の基準に適合するものとする。

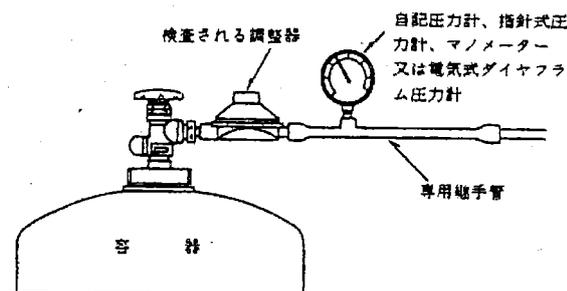
③ 減圧弁

貯蔵設備から発生する液化石油ガスの圧力を0.07MPa以上0.15MPa以下の範囲内に減圧できるものであって、耐圧性能は入口側2.6MPa以上、出口側0.8MPa以上のものであること。

(2) 調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認の方法は、次の基準のいずれかによるものとする。

① 容器の交換時に交換前の容器及び交換後の容器を利用して行う方法(第1図参照)

①の方法



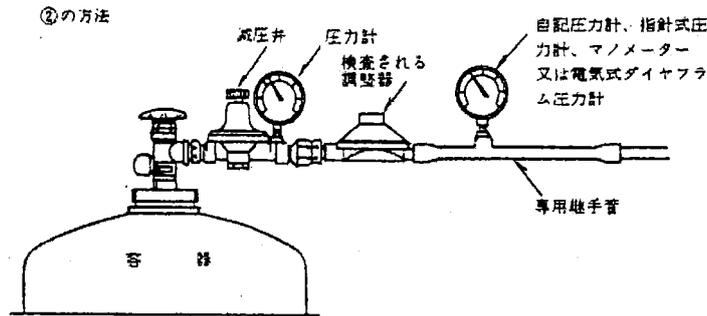
第1図

次の順序及び方法により行うものとする。

- (i) 交換前の容器（容器内の残液量が法令で定める最大充てん質量の30%以下になっていて比較的圧力の低いもの）が接続されている状態で、調整器とガス栓（調整器に最も近いもの）との間の調整器の出口に近接した部分に専用継手管、ゴム管又は継手金具類を使用して、圧力測定器具を取り付ける。
 - (ii) 容器のバルブを開いて調整器に圧力を加え、圧力測定器具及び石けん水等を使用して、漏えいのないことを確認する。
 - (iii) 調整圧力は、(ii)により漏えいのないことを確認した後、次のa. の状態で圧力測定器具の指示圧力を測定し、これがb. の基準に適合することを確認する。
 - a. (a) 交換前の容器により消費数量が最大の燃焼器を含む1個以上の燃焼器に点火する。
 - (b) 上記(a)の確認を完了した後、法令で定める最大充てん質量が充てんされている容器（比較的圧力の高いもの）を接続し、消費数量が最小の燃焼器1個に点火する。
 - b. (a) 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、a. (a) 又は(b)の状態における指示圧力がいずれも2.3 kPa以上3.3 kPa以下であること。
 - (b) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、当該調整器の調整圧力及び容量が燃焼器に適合したものであり、かつ、当該調整器に係る燃焼器の燃焼状態が良好であること。
 - (iv) 閉そく圧力は、(iii) a. (b)の状態を確認を完了した後、燃焼器の使用を中止した状態で、そのまま1分間以上静置した後、圧力測定器具の指示圧力を測定し、これが次の圧力以下の圧力であることを確認する。
 - a. 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、3.5 kPa
 - b. 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、当該調整器に使用する燃焼器に係る調整圧力に適応した閉そく圧力
- (注) 燃焼器の使用を中止する場合は、燃焼器のガス栓を徐々に閉めること。
- ② 調査又は点検時に設置されている容器で、容器内の残液量が法令で定める最大充てん質量の30%を超えるもの及び減圧弁を使用して行う方法（第2図参照）

次の順序及び方法により行うものとする。

(i) 減圧弁、調整器及び圧力測定器具の接続方法は、第2図による。



第2図

(ii) ①(i)の方法により、漏えいのないことを確認する。

(iii) 調整圧力は、容器から発生する液化石油ガスを減圧弁で減圧しない状態で供給する場合及び減圧弁で0.07MPaに減圧した状態で供給する場合について、それぞれ①(iii)に準じて確認する。

(iv) 閉そく圧力は、液化石油ガスを減圧しない状態で①(iv)に準じて確認する。

③ ①又は②の方法と同等以上の方法に準じて、別途確認した調整器又は器具省令別表第3の技術上の基準に適合した未使用のものであることを確認すること。

④ ①又は②の確認方法について、圧力測定器具を調整器とガス栓（調整器に最も近いもの）との間の調整器の出口に近接した部分に取り付けることが困難な場合にあつては、これらを燃焼器の入口に近接した配管部分に取り付け、調査又は点検時に設置されている容器を用いて、次の基準に適合することを確認するものとする。

(i) 燃焼中の燃焼器の入口圧力が次の圧力であること。

a. 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、2.3kPa以上3.3kPa以下（容器から発生する液化石油ガスを減圧弁で0.07MPaに減圧した状態で検査する場合にあつては、2.0kPa以上3.3kPa以下）

b. 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、当該燃焼器に適した圧力

上記a.又はb.の基準に適合していない場合は、調整器の出口に近接した部分で①又は②の方法により、調整圧力が基準に適合しているかどうかを確認する。

(ii) 閉そく圧力は、①(iv)a.又はb.に定める圧力以下であること。

2. 燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法は、次の基準によるものとする。（圧力検知装置を用いる場合を除く。）

(1) 1. (1) ①及び②に掲げる器具又は設備を使用すること。

(2) 圧力の確認は、次の順序及び方法により行うこと。

① 交換前の容器（容器内の残液量が法令に定める最大充てん質量の30%以下になっている比較的圧力の低いものとする。）が接続されている状態又は使用中の容器と調整器との間に減圧弁を接続し、圧力を0.07MPaに減圧した状態で燃焼器

に近接した配管部分に専用継手管又はゴム管及び継手金具類を使用して分岐管を設け、圧力測定器具を取り付ける。

- ② すべての燃焼器のガス栓を閉じた状態で容器のバルブを開き、燃焼器のガス栓まで液化石油ガスの圧力を加え、ガス漏れのないことを圧力測定器具及び石けん水等を使用して確認する。
- ③ ①の燃焼器に点火し、そのガス栓を全開した後、圧力測定器具の指示圧力を測定し、次の基準に適合することを確認する。
 - (i) 当該燃焼器が生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、 2.0 kPa 以上 3.3 kPa 以下の圧力であること。
 - (ii) 当該燃焼器が生活の用以外の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、当該燃焼器に適応した圧力であり、かつ、燃焼状態が良好であること。

3. 圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。

(1) 調整器又は調整器出口に近接され調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定するもので、ガスの消費者若しくはその他建物の関係者に音響若しくは表示により警報するもの又はガスの供給を自動的に停止するものであつて、次の基準に適合するものとする。

- ① 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、ガスの使用中に 3.3 kPa を超える圧力又は 2.3 kPa 未満の圧力を検知した場合若しくはガスの使用停止時に 3.5 kPa を超える圧力を検知した場合には、自動的に音響又は表示により警報し続けるものであること。
- ② 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、ガスの使用中に当該調整器の調整圧力又はガスの使用停止時に当該調整器の閉そく圧力に適合しない圧力を検知した場合には、自動的に音響又は表示により警報し続けるものであること。
- ③ 検知機能が維持できなくなった場合には、自動的に音響又は表示により警報するものであること。
- ④ ガスの供給を自動的に停止するものにあつては、作動状況の確認が容易にでき、かつ、復帰安全機構を有すること。

(2) 圧力検知装置により測定された調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。

① 供給圧力差を測定して確認する方法

- (i) 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0 kPa との差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。
- (ii) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、当該調整器の

容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。

- (iii) (i) (ii)の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

② 供給圧力差を計算して確認する方法

- (i) 当該調整器が生活の用に供するものにあつては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 II.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と2.0kPaとの差圧より小さいことを確認すること。

- (ii) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあつては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 II.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適合した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであることを確認すること。

- (iii) (i) (ii)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠(ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む)について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

(3) 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認は、次により行うこと。

- ① 次のいずれかの方法により圧力異常表示又は圧力異常通報の確認を行い、警報表示等があった場合には、1.及び2.の方法により調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認を行い、必要な措置を講ずること。

(i) 警報表示の有無を2月に1回以上確認をする。

(ii) 圧力異常に係る情報を電話回線等により自動的に伝達する機器により常時監視する。

- ② ①の確認結果及び講じた措置内容その他の事項を記載した関係帳票等を1年間保管すること。ただし、①(ii)の方法で確認を行う場合は、圧力異常通報があった場合の記録に限るものとする。

- ③ 規則第36条第1項第1号に定める点検及び第37条第1号に定める調査に当たっては、実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずること。